

令和 8 年熊本地震 被災者支援に関する 各種制度の概要

■支援制度は本市ホームページでも公表しています。



宇 城 市

(令和 8 年 10 月 5 日現在)

各種制度は上記日付時点でとりまとめたものであり、
内容は変更になる場合があります。

令和 8 年熊本地震 被災者支援メニュー（目次）

No.	種別	支援メニュー	ページ
1. 罹災証明書等の発行			
1	罹災証明	罹災証明書・被災証明書・罹災届出証明書の発行	1
2. 経済的な支援			
1	給付	災害弔慰金・災害障害見舞金の支給	2
2	給付	被災者生活再建支援金	3
3	給付	災害見舞金の支給	4
4	貸付・融資	災害援護資金の貸付	5
5	貸付・融資	被災等による家計急変に伴う奨学金貸与	6
6	貸付・融資	被災農業者向け利子補給補助金	7
7	その他	営農再開支援事業（ソフト事業）	8・9
8	その他	営農再開支援事業（ハード事業）	10・11
9	利子補給	中小企業等利子補給補助金	12
3. 住まいの確保			
1	現物給付	応急仮設住宅の提供【賃貸型】（みなし仮設）	13
2	現物給付	応急仮設住宅の提供【建設型】（第 2 期）	14
3	現物給付	自宅敷地内への建設型応急住宅の設置	15
4. 生活面への支援			
1	現物給付	被災住宅の緊急修理	16
2	現物給付	被災住宅の応急修理	17
3	その他	被災した家屋等の解体・撤去（公費解体・自費解体）	18・19
4	その他	井戸等の応急修理	20
5	その他	災害ごみの受け入れ	21
6	相談	健康相談	22
7	医療	定期予防接種の対象期間の延長	23
8	医療	定期予防接種に関する支援（避難先での接種）	24
9	保健	妊婦に関する支援（避難先での妊婦健康診査）	25
10	保健	産婦・1 か月児に関する支援 （避難先での産婦・1 か月児健診）	26
11	現物給付	福祉用具の再給付	27
12	現物支給	教科書及び学用品の支給	28

令和 8 年熊本地震 被災者支援メニュー（目次）

No.	種別	支援メニュー	ページ
5. 各種減免・支払いの猶予等			
1	減免・猶予	各種証明書交付手数料の免除	29
2	減免・猶予	パスポートの発給手数料の減免	30
3	減免・猶予	マイナンバーカード等の再交付手数料の減免	31
4	減免・猶予	個人市民税の減免	32
5	減免・猶予	固定資産税の減免	33
6	減免・猶予	国民健康保険税の減免	34
7	減免・猶予	後期高齢者医療保険料の減免	35
8	減免・猶予	介護保険料の減免	36
9	減免・猶予	国民年金保険料の免除	37
10	猶予・免除	国民健康保険・後期高齢者医療 医療費の一部負担（窓口負担金）の支払い猶予・免除	38
11	減免・猶予	介護サービス利用料の猶予・免除	39
12	減免・猶予	障害福祉サービス及び障害児通所利用料の減免	40
13	減免・猶予	水道料金及び下水道使用料等の減免	41
14	減免・猶予	納税の猶予	42
6. 市役所以外の支援			
1	相談	こころの相談	43
2	相談	食品に関する衛生相談 食品関係事業者の施設、使用水等に関する衛生相談	44
3	その他	災害ボランティアセンター（ボランティア派遣）	45
4	相談	弁護士・司法書士・行政書士による無料相談会の開催	46
5	免除	NHK受信料の免除	47
6	その他	県営住宅等の一時的な入居のご案内	48
7	その他	電気料金等の特別措置	49
8	その他	電話の故障・修理、料金減免など	50
9	その他	ホテル・旅館への避難	51

1. 罹災証明書等の発行

1-1

罹災証明書・被災証明書・罹災届出証明書の発行

《罹災証明書・被災証明書》

地震、風災、水害等により被害を受けた人が、家屋が被災したことや被害の程度を宇城市が証明する書類のことです。

原則、宇城市が被害状況を調査し、次の被害の程度を判定して発行します。

被害程度の区分	損害割合
全壊	50%以上
大規模半壊	40%以上～50%未満
中規模半壊	30%以上～40%未満
半壊	20%以上～30%未満
準半壊	10%以上～20%未満
一部損壊（準半壊に至らない）	10%未満

・罹災証明書と被災証明書の違い

罹災証明書…生活の本拠がある住家

被災証明書…上記罹災証明書対象外の家屋（空き家・倉庫・店舗・事務所など）

・罹災証明書発行されるまでの期間

調査で確認した事実に基づき発行するので、数週間から1カ月ほどかかることもあります。

※被害が軽微で明らかに「準半壊に至らない」物件で、本人の同意が得られた場合は自己判定方式を用い、即時発行することが可能です。ただし、取り消すことはできません。

《罹災届出証明書》

「罹災の届出があったこと」を証明するものです。

動産（自動車・家財など）の被害、工作物（物置・塀など）の被害は、この証明書で対応します。罹災届出証明書は保険請求や公的申請に必要な書類の代わりになる場合があります。

自然災害による物件等の被害について写真等で確認します。市の職員による被害状況の調査は行わず、罹災の程度についても判定しません。 **即日発行します。**

【受付期間及び時間】

場所：ウイングまつばせ

※三角支所・豊野支所・小川ラポートでの申請受付は、令和8年9月25日（金）をもって終了しました

時間：9時～16時（12時～13時を除く）

期間：令和8年7月31日（金）から当面の間

準備物：①本人確認資料（免許証等） ②被災写真

※本人や同一世帯員以外が申請する場合は委任状が必要

オンライン申請はこちら →



罹災証明書申請



被災証明書申請



被災届出証明書申請

【問い合わせ先】

税務課 0964-32-1487

2. 経済的な支援

2-1

災害弔慰金・災害障害見舞金の支給

○災害弔慰金「災害弔慰金の支給等に関する法律」

災害によりお亡くなりになった方の遺族に対して災害弔慰金を支給します。

【受給遺族】

- (1) 配偶者、子、父母、孫、祖父母
- (2) ((1) がいない場合) 兄弟姉妹(亡くなった方と同居、または同一生計に限る。)

【内容】

- ・亡くなった方が生計維持者 500万円
- ・亡くなった方が生計維持者以外 250万円

【必要書類】

- ・死亡診断書(検案書)の写し
 - ・申請される方の身分証明書(運転免許証等)の写し
 - ・申請される方名義の通帳の写し
 - ・申請される方が市外にお住まいの場合、遺族であることを証明する書類(戸籍謄本等)の写し
- ※その他必要な申請書等は、窓口にて配布します。

○災害障害見舞金「災害弔慰金の支給等に関する法律」

災害により重度の障害(両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等)を受けた方に災害障害見舞金を支給します。

【対象者】

- (1) 両目が失明したもの
- (2) 咀嚼及び言語の機能を廃したもの
- (3) 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの
- (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの
- (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- (6) 両上肢の用を全廃したもの
- (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- (8) 両下肢の用を全廃したもの
- (9) 精神又は身体の障がいを重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各号と同程度以上と認められるもの

【内容】

- ・重度の障害を受けた方が生計維持者 250万円
- ・重度の障害を受けた方が生計維持者以外 125万円

【必要書類】

- ・医師の診断書
 - ・申請される方の身分証明書(運転免許証等)の写し
 - ・申請される方名義の通帳の写し
- ※その他必要書類等については、お問い合わせください。

【問い合わせ先】

社会福祉課 0964-32-1387

2-2

被災者生活再建支援金

【対象となる被災世帯】

令和8年熊本地震により

- ①住宅が「全壊」した世帯
- ②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- ⑤住宅が半壊し、相当規模の修理を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

【支援金の支給額】

	基礎支援金	加算支援金		計
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		
①全壊	1 0 0 万円	建設・購入	2 0 0 万円	3 0 0 万円
②解体		補修	1 0 0 万円	2 0 0 万円
③長期避難		賃借（公営住宅を除く）	5 0 万円	1 5 0 万円
④大規模半壊	5 0 万円	建設・購入	2 0 0 万円	2 5 0 万円
		補修	1 0 0 万円	1 5 0 万円
		賃借（公営住宅を除く）	5 0 万円	1 0 0 万円
⑤中規模半壊	—	建設・購入	1 0 0 万円	1 0 0 万円
		補修	5 0 万円	5 0 万円
		賃借（公営住宅を除く）	2 5 万円	2 5 万円

※世帯人数が1人の場合は、各該当欄に金額の3／4の額

【申請時の添付書類】

基礎支援金：罹災証明書の写し 等

加算支援金：契約書（住宅の購入・補修、借家の賃借等）の写し 等

※対象となる要件により必要書類が異なります。詳細はお問い合わせください。

【申請期間】

基礎支援金：令和9年8月27日（災害発生日から13月以内）

加算支援金：令和11年8月27日（災害発生日から37月以内）

【問い合わせ先】

子ども未来課 0964-32-1404

宇城市災害見舞金の支給（宇城市災害見舞金支給条例）

【対象となる災害】

地震、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、津波その他の異常な自然現象又は火災

【対象となる方】

災害による被害を受けた当時本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により住民基本台帳に記録されていた者

【対象となる住家】

現に自己の生活の本拠として居住の用に供する建物

【適用除外】

他の法令及び宇城市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年宇城市条例第113号）の適用を受ける場合を除く。

【内容】

①死亡し、又は死亡したと推定されるとき（災害発生の日から起算して3月以内に当該災害を直接の原因として死亡した場合を含む。）

…… 1人につき5万円（1世帯につき10万円を限度とする。）

②住家が全焼し、全壊し、又は流出したとき …… 1世帯につき5万円

③住家が半焼し、又は半壊したとき …………… 1世帯につき3万円

④住家が床上浸水したとき …………… 1世帯につき1万円

【申請期間】

令和8年10月28日（水）まで

【留意事項】

令和8年熊本地震により「給付」「貸付」「現物給付」「現物支給」を受けた場合は対象外。

【問い合わせ先】
社会福祉課 0964-32-1387

○災害援護資金「災害弔慰金の支給等に関する法律」

災害により負傷、又は住居や家財に損害を受けた場合に被害の種類や程度に応じて、災害援護資金の貸し付けを行います。

【対象となる方】

世帯主が負傷又は住居（半壊又は全壊）、家財に被害を受けた方

【所得制限】

世帯人員	市民税における前年の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額
ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円となる。	

【内容】※被災の状況等に応じて、下記のとおり内容が異なります。

貸付区分		貸付限度額
(1) 世帯主が負傷した場合（治療に1ヶ月以上かかること）	(ア) 家財、住居とも損害がない場合	150万円
	(イ) 家財の損害が1/3以上	250万円
	(ウ) 住居が半壊した場合※	270万円
	(エ) 住居が全壊した場合	350万円
(2) 世帯主が負傷しなかった場合（治療に1ヶ月かからない場合も含む）	(ア) 家財の損害が1/3以上	150万円
	(イ) 住居が半壊した場合	170万円
	(ウ) 住居が全壊した場合（エの場合を除く）※	250万円
	(エ) 住居の全体が滅失等	350万円

※被災住居を建て直す際に、残存部分を取り崩さざるを得ない等特別の事情がある場合は引き上げられます。

【貸付条件】

利 率：年1%（据置期間中は無利子）※保証人を立てる場合は無利子

償還期間：10年（据置期間含む。）

据置期間：3年

【申請期間】

令和8年11月2日（月）まで

【問い合わせ先】
社会福祉課 0964-32-1387

失職・破産・事故・病気若しくは死亡等又は罹災・風水害・火災その他の災害等により家計が急変し、経済的困難が継続するため高等学校や大学等への修学が困難となっている方へ、奨学金（無利子）を貸与します。

【対象】

次の1から4のすべてを満たす方が奨学金貸与の対象となります。

- 1 宇城市に居住する方の被扶養者
- 2 学校等（高等学校、専修学校、高等専門学校、短期大学、大学）に在学していること
- 3 父母等が失職、破産、被災等の影響で収入が減少するなど、家計が急変したこと
- 4 家計急変後に見込まれる1年間の所得が、宇城市奨学金の所得要件を満たすこと

【提出書類】

- 1 奨学金貸付申請書（様式第1号（第2条関係）貸付申請書）
- 2 生計を一にする世帯全員の住民票の写し
- 3 生計を一にする世帯全員の所得証明書の写し（中学生以下を除く。）
- 4 在学証明書
- 5 家計急変の事由に関する書類（家計急変事由ごとに提出書類が異なる。）

例）

ア 収入減少の理由に関する理由書…（様式自由。収入減少の理由を詳しく記入する。）

イ 収入が減少したことがわかるもの（収入減少前後の給与明細書、帳簿など）

ウ 罹災証明書（被災の場合） 等

【貸与額（月額）】

高等学校、高等専門学校、専修学校の高等課程 20,000 円

短期大学、専修学校の専門課程 25,000 円

大学 30,000 円又は 50,000 円

【受付期間】

随時

【受付窓口】

教育総務課教育支援係（宇城市役所3階 33番窓口）

【問い合わせ先】
教育総務課 0964-32-1907

令和8年熊本地震により被災を受けた農業者が、経営継続や生産施設復旧のために資金を借り入れる場合に、利子補給を行います。

（１）運転資金の支援（農林漁業災害対策資金の利子補給）

【貸付対象者】

- ①令和8年熊本地震により被害を受けたことについて市長の証明書の発行を受けていること。
- ②収入保険、農業共済等に参加しているか、未加入の場合、今後加入する旨の誓約書の提出が可能なこと。
- ③農業所得が総所得（法人にあっては、当該法人の農林漁業に係る売上高が総売上高）の過半を占めている、又は農業粗収益が200万円以上（法人にあっては売上高1,000万円以上）である農業者

【貸付条件】

資金使途	運転資金
貸付限度額	1,000万円
償還期限	10年以内（うち据置3年以内）
貸付利率	無利子（上限4%、県・市・金融機関の利子補給による）
利子補給期間	貸付実行日から5年間

（２）施設復旧資金の支援（農業近代化資金の利子補給）

【貸付対象者】

- ①令和8年熊本地震により当該施設等が農業等生産に支障を来す程度の被害を受けていることに係る市長の証明を受けていること。
- ②収入保険、農業共済等に参加していること。未加入の場合、今後加入する旨の誓約書の提出が可能なこと。
- ③認定農業者、認定新規就農者、目標地図に位置づけられた者もしくは主要農業者等

【貸付条件】

資金使途	施設復旧資金
貸付限度額	個人1,800万円、法人2億円
償還期限	個人15年以内（据置7年以内）、法人20年以内（据置7年以内） ※貸付対象者の区分による
貸付利率	実質無利子（上限4%、県・市・金融機関の利子補給による）
利子補給期間	貸付実行日から5年間

○承認期間及び貸付実行期間 ※（１）、（２）共通

承認期間：令和9年3月31日まで

貸付実行期間：令和9年6月30日まで

【問い合わせ先】
農政課 0964-32-1641

令和8年熊本地震により被災を受けた農業者が、営農再開に向けた生産資材の確保や残さ撤去等の取組を支援します。

1 支援内容

（1）資材の調達等支援

（ア）早期営農再開

令和8年度中の早期営農再開に必要な生産資材（種子・種苗等の消費材に限る）の再購入経費及び早期営農再開（再定植まで）に必要な作業委託費並びに農業用機械等レンタル経費。※掛かり増し経費のみが対象。

補助率：1／2以内

（イ）作物転換・規模拡大

被災を機に作物転換・規模拡大等を図る場合に必要な生産資材等（パイプハウスのパイプ等の撤去費用を含み、種子・種苗等の消費材を除く。）の購入等経費。

補助率：1／2以内

（2）栽培環境整備

（ア）作物残さ等の撤去

被災に伴い新たに必要となった作物残さや飛散したガラス等の撤去により、年度内の次期作又は作物転換に向け、良好な栽培環境を整備するために必要な掛かり増し経費（保管中に被害を受けたいぐさ原草及び畳表を含む）。

補助率：定額

※【作物残さ：1,500円/10a以内、ガラス等 14,000円/10a以内、保管中のいぐさの原草及び畳表：5,500円/人日以内】と実際に負担した金額と比較して安い方

（イ）追加防除・施肥

被災からの生産回復等に向けて追加的に必要となる薬剤及び肥料の購入並びに土壌診断に必要な掛かり増し経費。

補助率：1／2以内

（ウ）防除方法の転換

被災を機に地上防除から航空防除に転換した際の航空防除委託経費。

補助率：1／2以内

（3）土づくり

災害復旧事業により客土工法を用いて復旧したほ場において、堆肥の追加的な投入を行った場合及び緑肥の適量なすき込みに必要な経費。

補助率：定額（10,000円/10a以内）

（4）リース方式による農業機械等の導入

被災を機に作物転換・規模拡大等を図る場合に必要な農業機械等のリース導入経費。

補助率：定額（本体価格1/2以内）

（5）収穫・調製作業

被災により必要となった収穫・調製作業に要する掛かり増し経費。

補助率：定額（8,000円/10a以内）

(6) 梨産地復旧支援

(ア) 病害の発生・まん延防止

被災による果実の落下に伴う病害の発生まん延防止に必要となる落下果実の処分及び追加防除に必要となる作業労務費及び薬剤費

補助率：定額（25,000 円/10a 以内）

(イ) 樹勢回復

被災に伴う樹勢低下からの回復に必要となる整枝及び追加施肥に必要となる作業労務費及び肥料費。

補助率：定額（28,000 円/10a 以内）

(ウ) 梨の花粉確保

花粉確保の取組に必要な経費の支援。

補助率：定額（5,500 円/人日以内（上限 1 戸あたり 4 人日））

2 事業実施期間

令和 8 年 7 月 2 8 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

3 補助対象外経費

- ①国又は県の助成もしくは支援を受け、又は受ける予定となっている取組の経費
- ②事業実施期間中に発生した事故または災害の処理のための経費

4 取組要件

支援メニュー毎に必要な書類や申請要件が異なります。詳しくは農政課（営農再開ワンストップ窓口）にお尋ねください。

5 要望調査締め切り

令和 8 年 1 0 月 1 6 日（金）午後 5 時まで

【問い合わせ先】 農政課 0964-32-1641

令和8年熊本地震の影響で被災した農業用機械や施設の復旧を支援します。

1 事業内容

- (1) 農業用機械・施設に係る再建・再取得や修繕に対する支援

補助率：9／10以内

- (2) 農業用施設の補強（農業用ハウス、畜舎など）

補助率：7／10以内

- (3) 農業用施設の解体撤去（農業用ハウス、果樹棚など）

補助率：8／10以内

※復旧する施設が園芸施設共済加入対象（パイプハウスなど）の場合、補助率が異なります。

※復旧に係る金額に助成対象外経費が含まれている場合など、上記の補助率どおりにならない可能性もあります。助成の可否については、窓口にご相談ください。

2 対象者

- ・農産物の販売実績があり、かつ令和8年熊本地震によって農業被害を受けた農業者や農業法人であれば申請が可能です。ただし自家消費のみは対象外。

- ・機械・施設を賃借している場合の申請者は、

▽修繕・補強・撤去の場合は、所有者又は利用者

▽再建・再取得の場合は、所有者のみ※

※所有者が非農業者であっても利用者が農業者であれば申請可能です。

ただし、所有者が以前、営農に利用していた場合に限りです。

3 申請にあたっての注意点

- ・本事業は原形復旧（①同じ種類、②同じ規模・能力、③同じ使用目的）が基本です。

※機能向上・規模拡大も可能ですが、原形復旧を超える範囲の費用は自己負担になります。

- ・建物・機械の復旧は修繕が基本ですが、下記の場合は再建・再取得が可能です。

建物：罹災証明等により全壊判定を受けた場合、または建築士有する者から修繕不能として証明された場合

機械：格納している施設が倒壊し修繕不可能であることが目視で明らかな場合、またはメーカー等から修繕不能として証明された場合

- ・当事業により復旧した建物・機械は、保険・共済への加入が求められます。
- ・復旧した施設・機械は、一定の期間※、補助金を申請した用途のとおり使用する必要があります。期間内に財産処分（譲渡、貸付、取壊し、廃棄など）を行う場合、補助金の返納が必要になる場合があります。

※一定の期間＝法定耐用年数（例えば、木造納屋は15年、農業用機械は7年）

- ・被災地での再建が困難な場合には場所を移動しての再建も可能です。
- ・熊本地震により被害を受けた日（令和8年7月28日）以降の取組が対象となります。
- ・被害状況の確認のため、市が現地確認を実施する場合があります。
- ・補強をされる場合は、付加価値額向上などの目標設定が必要になります。

上記の注意点は一例です。詳細は農政課までお尋ねください。

4 申請に必要な書類

- 被害写真（現像の必要はありません）
 - 経営状況が確認できる書類（青色または白色申告書の写しなど）
 - （機械の場合）農業用機械の型式が分かる書類
 - 消費税申告書（R6・R7）
 - 見積書（原則3社以上）
 - 所有権が確認できる書類（固定資産税課税台帳（又は寄帳）、固定資産税課税明細書など）
- 注意）そのほか必要となる書類がありますので、「令和8年度熊本地震営農再開支援事業（ハード事業）必要書類確認表」でご確認ください。

【問い合わせ先】 農政課 0964-32-1641

令和8年熊本地震により被災した中小企業者の復興を支援することを目的として、借入れ資金に係る利子を3年間補助します。

【対象資金】

- ・熊本県金融円滑化特別資金（令和8年熊本地震枠）
- ・熊本県金融円滑化特別資金（セーフティネット保証対応枠令和8年熊本地震分）
- ・小規模事業者おうえん資金（令和8年熊本地震分）
- ・災害貸付（日本政策金融公庫）
- ・災害復旧貸付（日本政策金融公庫）

【対象者】

- ・令和8年7月28日から令和8年12月31日までに上記対象資金の融資を受けていること
- ・宇城市内に本店登記地を有する法人
- ・宇城市内に住所を有する個人事業主
- ・市税の滞納がないこと
- ・宇城市暴力団排除条例（平成23年宇城市条例第17号）第2条各号で定める暴力団関係者でない者
- ・宇城市以外のものから融資に係る利子補給を受けていないこと

【補給額】

毎年1月1日～12月31日までの間に金融機関に支払った利子額（全額）
1中小企業者当たり年間100万円を限度とする。

【受付期限】

令和9年1月29日（金）

【問い合わせ先】

商工観光課 0964-32-1604

3. 住まいの確保

3-1

応急仮設住宅の提供【賃貸型】（みなし仮設）

今回の災害により住居が全壊等の被害を受け、自らの資力では住居が確保できない被災者に対して、熊本県が民間賃貸住宅を借り上げ、無償提供します。

○賃貸型応急住宅

【入居者の要件】

次の1から4の要件を満たす者

- 1 災害発生の日時点において、宇城市に居住する者
- 2 当該災害により、次の要件のいずれかを満たす者
 - (1) 住宅が「全壊」又は「流失」し、居住する住宅がない者
 - (2) 住家が「半壊以上」であっても、住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行う者
 - (3) 避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと市長が認める者
 - (4) 住宅の応急修理制度を利用する者で「半壊以上」であって、修理期間が1か月を超えることが見込まれる者
- 3 他に居住できる住宅がなく、自らの資力をもってしては住宅を確保することができない者
- 4 災害救助法に基づく「障害物の除去制度」を利用していない者

【期間】 2年以内 ※該当する要件により期間が変わります

【賃貸型応急住宅の条件】

- 1 貸主から同意を得ているもの
- 2 新耐震基準で建設されたもの又は耐震診断、耐震改修等により住宅耐震性が確認されたもの
- 3 不動産事業者（仲介業者）が斡旋した住宅であること
- 4 家賃が、1ヶ月当たり次の額以下であるもの
 - ・ 1人（単身）の世帯 5. 5万円以内
 - ・ 2人の世帯 6. 5万円以内
 - ・ 3人～4人以下の世帯 9. 5万円以内
 - ・ 5人以上の世帯 13万円以内

【必要書類】

申込書等（必要書類は相談時にお渡しします。またホームページにも掲載しています。）

【申込受付期間】

令和8年8月10日（月）から当面の間

【問い合わせ先】
高齢介護課 0964-32-1406

3-2

応急仮設住宅の提供【建設型】（第2期）

今回の災害により住居が全壊等の被害を受け、自らの資力では住居が確保できない被災者に対して、応急仮設住宅を無償提供します。

《住宅団地の概要》

団地名（仮称）	当尾仮設団地	小川仮設団地	小川駅西仮設団地	豊野仮設団地
所在地	松橋町曲野 1624番地22	小川町南新田 564番地8	小川町川尻 314 番地 2	豊野町糸石 2966番地
建設戸数	48戸	6戸	20戸	25戸
住宅の構造	木造平屋	木造平屋	木造平屋	木造平屋
入居予定時期	11月上旬	11月上旬	11月中旬	11月上旬

【応募条件】（いずれにも該当）

- (1) 令和8熊本地震に伴う災害（以下「当該災害」という。）の発生時点（令和8年7月28日発生）において、宇城市に居住する者
- (2) 当該災害により次の要件のいずれかを満たす者
 - ① 住家が「全壊」、「全焼」又は「流出」し、居住する住家がない者
 - ② 住家が「半壊」（「中規模半壊」及び「大規模半壊」を含む。）であっても、住家として利用ができず、やむを得ず解体を行う者
 - ③ 二次災害等により住家が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと宇城市長が認める者
 - ④ その他、国と県との協議により、やむを得ず入居すべきと認められた者
- (3) 他に居住できる住家がなく、自らの資力をもってしては住居を確保することができない者
- (4) 災害救助法に基づく「障害物の除去制度」を利用していない者
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でない者

【申込期間】

第1期：受付は終了しました。

第2期：令和8年9月17日（木）～10月9日（金）（必着）

【申込方法】

窓口：宇城市役所新館 被災者支援総合窓口

郵送：〒869-0592 宇城市松橋町大野 85 番地 高齢介護課 宛

オンライン：<https://logoform.jp/form/432130/1774628>

【問い合わせ先】
高齢介護課 0964-32-1406

3-3

自宅敷地内への建設型応急住宅の設置

令和8年熊本地震で被災された方のうち、作物や家畜の管理等の生業やその他の事情により、自宅敷地内に居住する必要がある被災者に対し、自宅敷地内への応急的な住宅を設置できる場合があります。

【対象となる方】

次の(1)から(4)の全てを満たす方で、作物や家畜の管理等の生業やその他の事情により自宅敷地内に居住する必要がある方

- (1) 令和8年熊本地震に伴う災害（以下「当該災害」という。）の発生時点（令和8年7月28日発生）において、宇城市に居住する方
- (2) 当該災害により、次の要件のいずれかを満たす方
 - ① 住家が「全壊」、「全焼」又は「流出」し、居住する住家がない方
 - ② 住家が「半壊」（「中規模半壊」及び「大規模半壊」を含む。）であっても、住家として利用ができず、やむを得ず解体を行う方
 - ③ その他、国と県との協議により、やむを得ず入居すべきと認められた方
- (3) 他に居住できる住家がなく、自らの資力をもってしては住居を確保することができない方
- (4) 災害救助法に基づく「障害物の除去制度」を利用していない方

【敷地の条件】

建設型応急住宅を設置するために必要な面積や形状が確保されていることや、給排水設備等のインフラ接続、搬入経路、居住や生業に必要な導線の確保等の観点から、実際に設置が可能な状況にあることが必要です。主な基準は以下のとおり。

- (1) 敷地が接している道路の幅員が4m以上
- (2) 敷地の間口がおおむね6m以上
- (3) 搬入経路が確保できること など（その他、個別条件があります。）

【制度のポイント】

- (1) 被災住宅の解体、撤去、建替え等の住宅再建の支障とならないことや、住宅再建工程との関係について、あらかじめ整理する必要があります。
- (2) 仮設住宅の設置・撤去費用は公費で負担します。光熱水費等は入居者ご自身のご負担となります。
- (2) 入居期間は原則として入居日から2年以内です。
- (3) 供与の判断については、個別の事情や敷地条件等を確認して決定します。

【相談受付期間】 令和8年9月15日（火）から当面の間

※まずは相談を受け付け、県と協議のうえ手続きを進めます。

【受付場所】 宇城市役所新館 被災者支援総合窓口

【問い合わせ先】
高齢介護課 0964-32-1406

4. 生活面への支援

4-1

被災住宅の緊急修理

今回の災害によって屋根等に被害を受けた住家の損傷が拡大しないようにすることを目的とし、屋根、外壁、建具(玄関やサッシなど)等の必要な部分へのブルーシートの展張等の施行する際の緊急措置を行うものです。

【対象者】

・準半壊以上(相当)の住家被害を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大する恐れがある者。

※住家のみを対象とし、空き家、物置、倉庫や駐車場等は対象となりません。

【支援内容】

- ・屋根、外壁、建具(窓、玄関)など、雨漏りや風雨の進入を防ぐために必要な部分の修理費用
- ・1世帯あたりの上限額 56,400円(税込) ※上限額を超える部分は自己負担となります。

業者に支払いを済ませた場合は支援対象外となりますのでご注意ください。

【必要書類】

(1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理に関する申込書

- ・申込者は世帯主とします。本人確認ができる免許証等を持参して下さい。
- ・世帯員が申込書を持参される場合、持参される方の本人確認ができる免許証等を持参して下さい。
- ・世帯主及び世帯員以外の方が申込書を持参される場合、委任状と持参される方の本人確認ができる免許証等を持参して下さい。

(2) 被害状況報告書

(3) 被災状況の写真

(4) 修理見積書

(5) その他市町村が求める書類

【受付期間】

(オンライン申込)

令和8年8月7日(金)から

(窓口申込)

令和8年8月10日(月)から

宇城市役所本庁新館

支所での受付については準備ができ次第お知らせします。

【問い合わせ先】

都市整備課 0964-32-1694

今回の災害により住居が被害を受けた世帯に対し、日常生活に必要不可欠な最小限度の部分（屋根、壁、居室、台所、トイレ、上下水道配管等）について、応急的な修理を行い（対象部分の修理費用を市が直接業者に支払う）、元の住家に引き続き住むことができるようにするものです。

【対象者】

・「大規模半壊」、「中規模半壊」の住家被害を受けた世帯又は、「半壊」もしくは「準半壊」の住家被害を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯。

・そのままでは住むことができない（日常生活に不可欠な部分に被害がある）状態にあること。

・応急修理を行うことで被害を受けた住宅での生活が可能と見込まれること。

※全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、応急修理の対象とはなりません。応急修理を実施することにより居住が可能である場合には対象になります。

【支援内容】

1 世帯あたりの限度額は以下のとおりです。

・全壊、大規模半壊、中規模半壊、又は半壊の被害を受けた世帯 757,000 円以内（消費税込み）

・準半壊の被害を受けた世帯 367,000 円以内（消費税込み）

※同じ住宅に 2 以上の世帯が同居している場合は 1 世帯当たりの額以内になります。

※業者に支払いを済ませた場合は支援対象外となりますのでご注意ください。

※本制度は住宅の公費解体制度や応急仮設住宅との併用はできません。ただし、修理期間が 1 ヶ月を超える程度の工事となる場合は賃貸型応急仮設住宅への入居申込が可能となります。

【必要書類】

(1) 住宅の応急修理申込書

(2) 住宅の被害状況に関する申出書

(3) 罹災証明書（コピー）

(4) 修理前の被害状況が分かる写真

(5) 修理見積書（一式とはせず、住宅の部位ごとに内容、数量、単価が分かるようにして下さい。）

(6) その他市町村が求める書類

【受付期間】

（オンライン申込）

令和 8 年 8 月 20 日（木）から

（窓口申込）

令和 8 年 8 月 20 日（木）から

宇城市役所本庁新館

支所での受付については準備ができ次第お知らせします。

【問い合わせ先】
都市整備課 0964-32-1694

被災した家屋等の解体・撤去 (公費解体・自費解体)

1 事業の概要

令和8年熊本地震によって損壊した個人が所有する家屋等、もしくは中小企業者が所有する事業所等で、り災証明書または被災証明書で「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」の被害を受けたものについて、宇城市（以下「市」という。）が所有者の申請に基づき、解体・撤去の支援を行います。

被災家屋等の解体・撤去を行うには、「公費解体」と「自費解体」の二つの方法があります。

方 法	特 徴	留 意 点
公費解体	●被災した家屋を所有者に代わって市が解体（工事契約～費用支払い）するもの。 ➡ 申請者の金銭的な負担が少ない。	●入札事務等で解体着工まで期間を要する。 ●家屋の損壊が激しい（危険な）ものを優先的に着工するため、先着順とは限らない。 ●未登記や未相続の場合は、権利関係者からの同意書徴収など、事務的な負担が大きい。
自費解体	●所有者が自ら業者に依頼し解体を行った上で、解体費用を市に請求して償還を受けるもの。 ➡ 早期に着工できる。 ※できる限り複数の業者から見積書をとって、適正な価格で契約するよう努めてください。	●市が定めた基準額が償還上限額となり、全額償還されない可能性がある。（支払額≧償還額） ●工事費支払いで一時的な金銭的な負担が大きい。

2 対象者（申請者）

対象者は、対象となる家屋等の所有者及び委任を受けた代理人です。法人の場合は「中小企業法第2条」による中小企業者（中小企業者並みの公益法人も含む）に限ります。

3 受付期間

令和8年9月24日（木）から令和9年1月29日（金）まで

日程	9:00 から 16:00
9月24日(木)	豊野町・小川町
9月25日(金)	豊野町・小川町
9月26日(土)	豊野町・小川町
9月27日(日)	地区指定なし
9月28日(月)	松橋町(豊川校区・豊福校区)
9月29日(火)	松橋町(松橋校区・当尾校区)
9月30日(水)	三角町・不知火町
10月1日(木)	豊野町・小川町
10月2日(金)	豊野町・小川町
10月3日(土)	豊野町・小川町
10月4日(日)	地区指定なし
10月5日(月)	松橋町(豊川校区・豊福校区)
10月6日(火)	松橋町(松橋校区・当尾校区)
10月7日(水)	三角町・不知火町
10月8日(木)以降	地区指定なし

4 受付場所

宇城市役所 新館1階 第4会議室

5 受付時間

午前9時00分から午後4時00分まで

6 必要書類

■必須書類

- ・本人確認証
- ・罹災証明書または被災証明書
- ・様式第 1 号 公費解体・撤去に係る申請書
- ・写真（解体・撤去する対象物が分かる全景写真を四方向から撮影してください）
- ・建物の所有者が分かる書類
- ① 登記済：登記事項（建物）全部事項証明書
- ② 未登記：固定資産税評価証明書（課税証明書でも可）

■場合によって必要な書類

- ・代理申請の場合、委任状＋同意書＋印鑑登録証明書
- ・様式第 2 号 公費解体・撤去に係る委任状
- ・様式第 3 号 公費解体・撤去に係る同意書（共有者・相続人・法定代理人）
- ・様式第 4 号 公費解体・撤去に係る同意書（借家等の居住者）
- ・様式第 5 号 公費解体・撤去に係る同意書（損壊家屋等に関する権利設定者）

7 自費解体をされる方へ

解体・撤去に要した費用のうち、熊本県の基準を超える部分は自己負担となります。

既に自費で解体撤去済の場合は、10 月 13 日（火）から申請を受け付けます。なお、受付は地区ごとに行います。

日程	9：00から16：00
10月13日（火）	豊野町・小川町
10月14日（水）	豊野町・小川町
10月15日（木）	松橋町（豊川校区・豊福校区）
10月16日（金）	松橋町（松橋校区・当尾地区）
10月17日（土）	三角町・不知火町
10月18日（日）以降	地区指定なし

下記の書類が必要になります。

- ・本人確認証
- ・罹災証明書または被災証明書
- ・損壊家屋等の配置図
- ・様式第 1 号 自費解体・撤去に伴う償還申請書
- ・様式第 2 号 自費解体・撤去に伴う償還申請に係る委任状
- ・様式第 5 号 自費解体・撤去に係る償還金交付請求書兼口座振込依頼書
- ・解体工事の写真（解体前・解体中・解体後）
- ・解体工事の契約書、見積書、領収書
- ・廃棄物処理に係る帳票類（計量伝票やマニフェスト伝票等）

（注）償還額は、原則として登記面積×基準単価で算出します。登記面積と現況面積に相違がある場合は、必ず測量写真や解体面積（延床面積）が分かる求積図の提出が必要になります。

※他の必要書類につきましては、改めてお知らせします。

【問い合わせ先】

衛生環境課 0964-27-7533
0964-32-1598

1、井戸の応急修理とは

被災した井戸について、応急的な修理を行うことで、今後その住宅での生活が可能と見込まれる場合を対象とし、その費用の一部を支援する制度です。（限度額75.7万円）

2、対象となる方

各世帯での井戸等の修理 要件①～⑤を満たすこと

- ①当該災害により被災者の自宅敷地内にある地下水を取水する井戸等が損傷を受けたこと。
- ②井戸が飲用水を得る唯一の手段であり、井戸等の損傷により飲用水を得る途を失ったことで、そのままでは住むことができない状態にあること。
- ③以下のいずれかに該当し、洗浄では井戸等の機能回復が見込めないこと。
 - ・井戸に被害を受けたものの構造等の問題により洗浄の実施が困難であること。
 - ・井戸の洗浄を実施したものの機能の回復が図られていないこと。
 - ・井戸そのものには損傷がないが、配管、継手、砂取器、受水槽、弁、水栓、電動機等の損傷により、井戸としての機能を失っていること。
- ④応急修理を行うことで自宅での生活が可能と見込まれること。
- ⑤この応急修理制度により井戸の機能が回復した場合、地域の断水が解消するまでの間、周囲の被災者への給水支援などについて、できるかぎり協力すること。

共同での井戸等の修理 上記の要件と⑥～⑧を満たすこと

- ⑥将来にわたって井戸の水源を使用及び維持管理していくこと。
- ⑦いずれかの住宅の敷地内にあること
- ⑧共同利用する住宅の敷地が接していること。

3、注意事項

- ・ 既に修理が完了し、業者に支払った場合は、対象外となります。

4、受付期間

現在準備中です。準備が出来次第、宇城市のホームページ等でお知らせいたします。

【問い合わせ先】
衛生環境課 0964-32-1598

このたびの地震により被災された方につきましては、市が設置した災害ごみ仮置き場で受け入れを行います。ただし、混合ごみは受け入れできませんので、必ず下記のとおり分別をお願いします。

1 開設期間及び場所

○災害ごみ仮置き場

稲川グラウンド（小川町東小川 14 番地）

➡ 当面の間

旧豊野小学校跡地（豊野町糸石 3016 番地）

➡ 10月31日（土）まで

※詳しくは「災害ごみ仮置き場の開設日カレンダー」で最新の情報をご確認ください。

○受付時間 9時00分～11時00分 13時00分～15時00分

○必要書類 「罹災証明書」「被災証明書」「罹災証明申請完了の控え」、罹災証明申請完了の確認ができるもののいずれか。

2 注意事項

- 仮置き場では誘導員に従って、決められた場所に分別して下ろしてください。
- 持ち込んだ災害ごみは各自で下ろしていただきます。
- 天候や受入能力により受け入れを中止する際は、防災無線やホームページ等でお知らせします。
- ブルーシート等で輸送中にごみが飛散しないようにしてください。
- 場内の事故等につきましては、責任を負いかねます。

廃棄物分別	代表例	注意事項
①廃プラスチック	衣装ケース、椅子等	中身が入っていないか確認、農業用ビニール除く
②木くず	建材、木製家具	抜根は受入れ不可、鏡・ガラスはできる限り外す
③可燃系粗大	布団、じゅうたん、カーテン	
④処理困難物	ソファ、マットレス	
⑤畳	畳	
⑥ガラス・陶磁器類	割れた茶碗・食器等	調味料の入れ物は空にする
⑦蛍光灯	蛍光灯	
⑧石膏ボード	石膏ボード	
⑨スレート板	スレート・ケイカル板	
⑩瓦	焼瓦、陶器瓦	土や砂を混ぜない
⑪がれき・コンクリート	コンクリート類、ブロック、セメント瓦	
⑫金属類	自転車、ガスコンロ、ヒーター等	消火器や一斗缶（中身入り）は持ち込めない
⑬小型家電	掃除機、炊飯器等	プラスチック製家電
⑭リサイクル家電	エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機、テレビ、パソコン	冷蔵庫、洗濯機の中身は空にする（生ごみ等は厳禁）

2 持ち込みできないごみ

- 生活系ごみ（生ごみ、おむつ等） ※収集日にごみステーションへ出す。 ●宇城市以外で発生したごみ
 - 液体（油や飲料水等） ●産業廃棄物 ●土砂 ●危険物など（ガスボンベ、灯油、農薬等）
- ※分別収集に出せるものは、「分別収集」へ出していただきますようお願いします。

【問い合わせ先】
衛生環境課 0964-32-1598

今回の熊本地震による被害にあわれた方を対象に、健康相談を受け付けています。
健康に関するご相談がありましたら、下記までご相談ください。

【受付時間】 8時30分～17時15分（平日）

【問い合わせ先】
宇城市保健福祉センター 0964-32-7100

令和8年熊本地震により被災し、やむを得ない事情により定期予防接種を対象期間内に受けることができなかった方について、公費負担による接種機会を確保します。

【対象となる方】

宇城市に住民票があり、震災発生によりやむをえず定期予防接種を対象期間内に受けることができなかった方。

【対象期間】

令和8年7月29日（水）から原則2年間

※高齢者の肺炎球菌感染症及び带状疱疹については、1年間。

※ロタウイルス感染症、RSウイルス感染症、インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症は対象外です。

※五種混合ワクチンは15歳まで、結核（BCG）ワクチンは4歳まで、ヒブワクチンは10歳まで、小児の肺炎球菌ワクチンは6歳までの年齢制限があります。

【受付時間】 8時30分～17時15分（平日）

【問い合わせ先】

宇城市保健福祉センター 0964-32-7100

令和8年熊本地震の影響により、宇城市で定期予防接種を受けることが困難な場合でも、避難先の市町村等で定期予防接種を受けることができます。

【対象となる方】

宇城市に住民票があり、震災発生により定期予防接種を受けることが困難となった方で、避難先の市町村等において定期予防接種を希望する方。

【対象期間】 令和8年7月29日（水）から原則2年間（ワクチンの種類により年齢上限等あり）

【受付時間】 8時30分～17時15分

【問い合わせ先】

宇城市保健福祉センター 0964-32-7100

令和8年熊本地震の影響により、熊本県内で妊婦健康診査を受けることが困難な場合でも、避難先の市町村等で妊婦健康診査を受けることができます。

【対象となる方】

宇城市に住民票があり、震災発生により妊婦健康診査を受けることが困難となった方で、避難先の県外市町村等において妊婦健康診査を希望する方。

【受診方法】

宇城市保健福祉センターにご相談ください。

【受付時間】 8時30分～17時15分（平日）**【問い合わせ先】**

宇城市保健福祉センター 0964-32-7100

4-10

産婦・1か月児に関する支援 (避難先での産婦・1か月児健診)

令和8年熊本地震の影響により、宇城市契約医療機関で産婦・1か月児健診を受けることが困難な場合でも、避難先の市町村等で産婦・1か月児健診を受けることができます。

【対象となる方】

宇城市に住民票があり、震災発生により産婦・1か月児健診を受けることが困難となった方で、避難先の市町村等において産婦・1か月児健康診査を希望する方。

【受診方法】

宇城市保健福祉センターにご相談ください。

【受付時間】 8時30分～17時15分

【問い合わせ先】

宇城市保健福祉センター 0964-32-7100

4-11 福祉用具の再給付

災害により使用できなくなった福祉用具の再給付を行います。

【対象となる方】

障がい者手帳をお持ちの方で、今回の熊本地震により、以前宇城市から給付を受けた福祉用具の使用ができなくなった方

※自己負担等で購入したものは対象になりません。

※以前給付を受けた物と同じ物か類似品に限ります。

【給付対象品】

障がい者日常生活用具

・介護用ベッド

・入浴補助器具

・たん吸引器

・ネブライザー（吸入器）

・ストーマ装具 など

補装具

・車いす

・電動車いす

・歩行器 など

【申請に必要なもの（共通）】

・障がい者手帳（紛失等されてない方）

・破損状況が分かる写真等

・罹災証明書（コピー可） …… 発行が遅くなる場合は、ご相談ください。

その他用具によって必要な書類が異なります。

【問い合わせ先】

社会福祉課 障がい福祉係 0964-32-1387

【対象となる方】

住家の全壊、流失、半壊又は床上浸水により、学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒

※学用品は、現物支給となります。

※ご家庭の被害状況は、罹災証明書で確認します。

【支給対象品目】

- ① 教科書、教育委員会の承認を受けている準教科書、ワークブック、問題集 等
- ② 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規 等）
- ③ 通学用品（傘、靴、長靴 等）
- ④ その他の学用品（運動靴、体育着、リコーダー、鍵盤付きハーモニカ、工作用具、裁縫用具 等）

【申請手続き】

在籍する学校を経由して、申請書（罹災証明書の写しを添付）を提出してください。

※提出時に罹災証明書の発行が間に合わない場合は、後日提出で可

【問い合わせ先】

教育総務課 教育振興係 0964-32-1907

5. 各種減免・支払いの猶予等

5-1

各種証明書交付手数料の免除

罹災証明書の交付を受けられた方で、災害に関する手続に使用する場合は、次の証明書の交付手数料を免除します。

【手数料が免除できる証明書の種類】

- ① 住民票
- ② 住民票記載事項証明書
- ③ 戸籍の附票
- ④ 印鑑登録証の交付
- ⑤ 印鑑登録証明書
- ⑥ 所得証明書・所得課税証明書
- ⑦ 固定資産関係証明書（評価証明書、公課証明書、名寄帳、資産証明書）
- ⑧ 納税証明書
- ⑨ その他税証明書（営業証明書、所在証明書、成果品参考資料など）

（注意事項）

- ・手数料の免除には、罹災証明書（コピー可）の提示が必要です。
※罹災届出証明書では免除ができませんのでご注意ください。
- ・証明書の提出先や使用目的等のご記入をお願いしています。
- ・通常の証明書交付の際に必要な書類（本人確認のための運転免許証やマイナンバーカード等）もご持参ください。なお、印鑑証明書の交付には、印鑑登録証が必要です。

【問い合わせ先】

①～⑤の証明発行窓口

本庁市民課 0964-32-1446

⑥～⑨の証明発行窓口

本庁税務課 市民税係 0964-32-1402

資産税係 0964-32-1487

令和8年熊本地震に伴う災害により被災された方について、パスポートの発給手数料（国及び県の手数料）の全額を免除します。

【対象者】（下記①、②をともに満たすこと）

- ① 半壊以上又は床上浸水の被害を受けた方
- ② 災害救助法等適用市町村に住民票を有している、又は被災当時に被災地に住民票を有していた方

【免除される金額】

一般旅券の発給手数料（国及び県の手数料）の全額

【減免申請の期限】

令和8年7月28日から令和9年7月27日まで

【申請に必要な書類】

- 1 罹災証明書の原本（原本は内容を確認後、コピーを取り返却します。）
- 2 住民票又は戸籍の附票（災害発生時の居住地証明）※手数料がかかります。
- 3 その他、通常の発給申請に必要な書類一式

【留意事項】

- ・ 申請方法は、窓口での紙申請のみです。オンライン申請は減免できません。
- ・ 通常の発給申請を行い、後から減免を申請することはできません。必ず申請時にお申出ください。（手数料の還付は行いません。）
- ・ 災害救助法等の適用前の申請は対象外です。
- ・ 旅券発給申請の種別を問わず、一つの災害につき1回限り減免申請できます。

【問い合わせ先】
市民課 窓口サービス係 0964-32-1446

令和8年熊本地震の影響により、マイナンバーカードを紛失等した場合は、無料でカードの再交付の申請を行うことができます。

【対象者】

令和8年7月28日以前にマイナンバーカードを受け取られている方で、罹災証明書の交付を受けられた方

【対象の手続】

マイナンバーカード及び電子証明書の再交付手続

【申請に必要な書類】

- 1 罹災証明書の写し
- 2 本人確認ができるもの
 - ・ 1点でよいもの：運転免許証、パスポート、障害者手帳など
 - ・ 2点必要なもの：健康保険資格確認書、介護保険被保険者証、こども医療費受給資格者証、年金手帳など

※代理人が来られる場合や本人確認に必要な書類がない場合は、窓口までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

市民課 市民係 0964-32-1446

5-4

個人市民税の減免

令和8年熊本地震により被害を受けられた方に対し、被害の程度に応じて、災害の日以後の納期にかかる税額の8分の1から全額を減免します。なお、以下の（１）及び（２）の両方に該当する場合は、減免額が大きいものを適用します。

対象者及び減免内容

（１）罹災証明書の判定結果が半壊以上で令和7年中の所得が1,000万円以下の方

損害の程度 合計所得金額	軽減又は免除の割合		
	半壊、中規模半壊	大規模半壊	全壊
500万円以下であるとき	2分の1	4分の3	10分の10
750万円以下であるとき	4分の1	8分の3	2分の1
750万円を超えるとき	8分の1	16分の3	4分の1

※申請不要です

（２）住宅または家財への損失額（保険金などで補填される額を除く）が10分の2以上の方で令和7年中の所得が1,000万円以下の方

損害の金額 合計所得金額	軽減又は免除の割合		
	10分の2以上10分の4未満	10分の4以上10分の5未満	10分の5以上
500万円以下であるとき	2分の1	4分の3	10分の10
750万円以下であるとき	4分の1	8分の3	2分の1
750万円を超えるとき	8分の1	16分の3	4分の1

※申請方法及び申請開始日については、後日お知らせします

【問い合わせ先】
税務課（市民税係）0964-32-1402

5-5

固定資産税の減免

令和8年熊本地震により被害を受けた資産に対し、被害の程度に応じて、災害の日以後の納期にかかる税額の10分の4から全額を減免します。

対象資産及び減免内容

(1) 家屋

被害の程度	軽減又は免除の割合
損害割合が10分の5以上のとき（全壊）	10分の10
損害割合が10分の4以上10分の5未満のとき（大規模半壊）	10分の8
損害割合が10分の2以上10分の4未満のとき（半壊、中規模半壊）	10分の4

※罹災・被災証明を申請したものは申請不要です

(2) 土地（農地又は宅地）

被害の程度	軽減又は免除の割合
被害面積が当該土地の面積の10分の8以上のとき	10分の10
被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満のとき	10分の8
被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満のとき	10分の6
被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満のとき	10分の4

※申請方法及び申請開始日については、後日お知らせします

(3) 償却資産

被害の程度	軽減又は免除の割合
当該資産が全壊し使用不能となったとき	10分の10
当該資産が損傷し修理が必要と認められるとき	10分の5

ただし、他の市町村の区域にわたり償却資産を所有する法人については、その所有する全償却資産に係る被害率等を勘案の上、必要と認められる限度において軽減又は免除します

※申請方法及び申請開始日については、後日お知らせします

【問い合わせ先】
税務課（資産税係）0964-32-1487

令和 8 年度国民健康保険税のうち、普通徴収は 7 月分、特別徴収は 8 月分以降の保険税を被害状況に応じて減免します。

減免対象	減免内容	必要書類
「主たる生計維持者」※1 が 「居住する住宅」に損害を受けた世帯 (罹災証明書の損害区分で判定)	全壊 : 全額 大規模半壊 : 1/2 中規模半壊 : 1/2 半壊 : 1/2 床上浸水 : 1/2	【申請手続き不要】 ※対象者へは、準備ができ次第、 順次「減免決定通知書」をお送りします。
「主たる生計維持者」※1 が、 死亡、または重篤な傷病を負った世帯	対象保険料 全額	・被災したことが分かる書類 ・医師の診断書 (死亡の場合は死亡診断書)
「主たる生計維持者」※1 が、 地震による被害で行方不明となった世帯	対象保険料 全額	・被災したことが分かる書類 ・状況報告書※2
「主たる生計維持者」※1 の 「事業・不動産・山林・給与」のいずれかの収入が下記の全てを満たす場合 ①前年より 3 割以上減る見込み ②前年の合計所得が 1,000 万円以下 ③減る収入以外の前年所得が 400 万円	前年合計所得に応じ 300 万円以下 : 全額 400 万円以下 : 8/10 550 万円以下 : 6/10 750 万円以下 : 4/10 1,000 万円以下 : 2/10 ※事業廃止・失業は対象 保険料額の全額	・被災したことが分かる書類 ・収入減少が分かる書類 ・保険金等の補填額が分かる書類 (補填がない場合は申立書) ・令和 7 年所得が分かる書類 ・令和 8 年収入見込みが分かる書類 ・状況報告書※2
「主たる生計維持者」※1 以外の被保険者本人が地震による被害で行方不明となった世帯	対象保険料 全額	・被災したことが分かる書類 ・状況報告書※2

※1「主たる生計維持者」とは、原則として住民登録上の世帯主を指します。ただし、世帯主以外の者が主たる生計維持者であることが明らかな場合は、その者を主たる生計維持者として取り扱います。

※2「状況報告書」は窓口で市職員が聞き取りを行い作成します。

【申請受付】

令和 8 年 10 月 1 日 (木) ~ 令和 9 年 3 月 31 日 (水)

【提出先】

医療保険課国保年金係 (宇城市役所 1 階 7 番窓口)

【問い合わせ先】

医療保険課 国保年金係 0964-32-1417

令和8年度後期高齢者医療保険料のうち、普通徴収は7月分、特別徴収は8月分以降の保険料を被害状況に応じて減免します。

減免対象	減免内容	必要書類
「主たる生計維持者」※1が 「居住する住宅」に損害を受けた者 (罹災証明書の損害区分で判定)	全壊 : 全額 大規模半壊 : 1/2 中規模半壊 : 1/2 半壊 : 1/2 床上浸水 : 1/2	【申請手続き不要】 ※対象者へは、準備ができ次第、 順次「減免決定通知書」をお送りします。
「主たる生計維持者」※1が、 死亡、または重篤な傷病を負った者	対象保険料 全額	・被災したことが分かる書類 ・医師の診断書 (死亡の場合は死亡診断書)
「主たる生計維持者」※1が、 地震による被害で行方不明となった者	対象保険料 全額	・被災したことが分かる書類 ・状況報告書※2
「主たる生計維持者」※1の 「事業・不動産・山林・給与」のいずれかの収入が下記の全てを満たす場合 ①前年より3割以上減る見込み ②前年の合計所得が1,000万円以下 ③減る収入以外の前年所得が400万円	前年合計所得に応じ 300万円以下 : 全額 400万円以下 : 8/10 550万円以下 : 6/10 750万円以下 : 4/10 1,000万円以下 : 2/10 ※事業廃止・失業は対象 保険料額の全額	・被災したことが分かる書類 ・収入減少が分かる書類 ・保険金等の補填額が分かる書類 (補填がない場合は申立書) ・令和7年所得が分かる書類 ・令和8年収入見込みが分かる書類 ・状況報告書※2
「主たる生計維持者」※1以外の被保険者本人が地震による被害で行方不明となった者	対象保険料 全額	・被災したことが分かる書類 ・状況報告書※2

※1「主たる生計維持者」とは、原則として住民登録上の世帯主を指します。ただし、世帯主以外の者が主たる生計維持者であることが明らかな場合は、その者を主たる生計維持者として取り扱います。

※2「状況報告書」は窓口で市職員が聞き取りを行い作成します。

【申請受付】

令和8年10月1日(木)～令和9年3月31日(水)

【提出先】

医療保険課高齢者医療係(宇城市役所1階7番窓口)

【問い合わせ先】

医療保険課 高齢者医療係 0964-32-1417

5-8

介護保険料の減免

令和8年熊本地震により被災し、下記に該当する方は介護保険料の減免を受けられます。

※ 減免の対象となる保険料は令和8年度分保険料のうち、普通徴収は7月分・特別徴収は8月分以降の保険料となります。

番号	要件	減免割合	申請	必要書類
1	居住する住宅が市の罹災判定により全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊の損害を受けた場合	■全壊 全額 ■半壊・中規模半壊・大規模半壊 1/2	<u>不要</u>	申請や証明書の提出は不要です。
2	主たる生計維持者が死亡した場合	全額	必要	・死亡診断書 ・死体検案書 など
3	主たる生計維持者が1か月以上の治療を要する重篤な傷病を負った、又は障害者となった場合	全額	必要	・医師からの診断書 ・障害者手帳
4	主たる生計維持者が行方不明の場合	全額	必要	・行方不明届出の写し
5	主たる生計維持者の事業・不動産・山林・給与収入が前年より3割以上の減少が見込まれる場合 (上記収入以外の前年所得が400万円以下に限る。)	前年の事業収入割合や前年所得に応じて減免	必要	・収入減少が分かる書類 ・保険金等の補填額が分かる書類 ・令和8年の収入見込みが分かる書類 など

※複数のケースに該当する場合は、減免額が最も大きくなるものを適用します。

※ 表1の住宅被害（半壊・全壊等）による減免は、市の罹災判定データを基に対象者を特定したうえで減免を行うため申請は必要ありません。対象者には準備が整いしだい「減免決定通知書」を送付します。

【申請受付】

令和9年3月31日（水）まで

【問い合わせ先】
高齢介護課 0964-32-1406

国民年金第 1 号被保険者で、熊本地震によって被災し、住宅や家財などに 2 分の 1 以上の損害（保険金などで補填された額を除く）を受けられた場合は、国民年金保険料の納付が免除または猶予されます。

【内容】

- ・ 学生以外の人：年金保険料納付の免除
- ・ 学生：年金保険料の納付猶予

【必要書類】

- ・ 国民年金保険料免除・納付猶予申請書
- ・ 国民年金保険料学生納付特例申請書（学生のみ）
- ・ 国民年金保険料免除・納付猶予申請に係る被災状況届
- ・ 基礎年金番号通知書・年金手帳等の基礎年金番号を明らかにする書類、またはマイナンバーが確認できるもの
- ・ 罹災証明書または罹災届出証明書など、被害状況が確認できるもの（コピー可）
- ・ 在学証明書または学生証写し（学生のみ）

【提出先】

医療保険課 国保年金係（宇城市役所 1 階 7 番窓口）

【問い合わせ先】

医療保険課 国保年金係 0964-32-1417

住家の全半壊以上又はこれに準ずる被災をされた方は、医療費の一部負担（窓口負担金）の支払について猶予・免除が受けられます。

【対象】

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ “ ” の行方が不明である方
- ④ “ ” が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ “ ” が失職し、現在収入がない方

※罹災証明書の提示は必要ありませんので、医療機関の窓口で口頭で申告してください。

【内容】

医療費の一部負担（窓口負担金）の支払い猶予・免除

【対象費用・期間】

- ・対象費用：医療機関・薬局等で支払う一部負担（窓口負担金）
- ・対象期間：令和8年7月28日～令和8年11月診療分まで

※入院時の食事代・生活療養費（標準負担額）や、保険適用外の費用（差額ベッド代等）は免除の対象外です。

【すでに医療機関等の窓口でお支払いをされた場合】

すでに医療機関等で窓口負担金をお支払いされた方についても、免除の対象となる場合は、申請により払戻しを受けることができます。

なお、払戻しの申請受付については、令和8年10月1日から開始します。

※払戻し申請には、以下が必要になります

- ・医療機関等で支払った領収書
- ・還付金の振込先口座の通帳など（口座情報が確認できるもの）

【問い合わせ先】

医療保険課 0964-32-1417

（国保年金係 内線 1156～1160）

（高齢者医療係 内線 1163、1164）

次のいずれかに該当される方は、令和8年11月末までの介護サービス利用料の利用者負担分が猶予・免除されます。（食費・居住費は除く）

【対象者】

- ① 居住する住宅が半壊・中規模半壊・大規模半壊・全壊の被害を受けられた方
- ② 世帯の主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 世帯の主たる生計維持者が行方不明である方
- ④ 世帯の主たる生計維持者が事業を廃止又は休止された方
- ⑤ 世帯の主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

【対象期間】

令和8年7月28日から令和8年11月末までの介護サービス利用分（食費・居住費は除く）

【利用の流れ】

罹災証明書等の提示は必要なく、対象者である旨を介護サービス施設・事業所等に口頭で申告してください。

※ 申告時点で罹災証明書が発行されていなくても免除を受けられますが、後日罹災証明書の判定結果を確認します。被災されていても罹災証明書が交付されていない世帯は対象とならないため、必ず罹災証明書の申請を行ってください。また、免除を受けられた後に、対象者に該当しないことが判明した場合は、免除された介護サービス利用料を返還していただく場合があります。

【すでに窓口でお支払いをされた場合】

免除の対象となる方で、すでに介護サービス施設・事業所等で利用者負担金をお支払いされた方については、払戻しを受けることができます。利用した介護サービス施設・事業所等又は高齢介護課にご相談ください。

※払い戻しを受けるまでは、領収書等を大切に保管してください。

【問い合わせ先】

高齢介護課 0964-32-1406

災害により被災された方について、障害福祉サービス（介護給付費・又は訓練等給付費）及び障害児通所利用料の減免制度があります。

【対象】

被災により、利用料の支払いが困難な方のうち、下記の①～⑤のいずれかに該当する方

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした者
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った者
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である者
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した者
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない者

【内容】

利用料のみ免除できます。

なお、障害者支援施設等における食費・居住費の自己負担分については、現行どおり自己負担となります。

【適用期間】

令和8年11月サービス利用分まで

【手続き】

利用されている障害福祉サービス等事業所へ申告してください。

※事前に罹災証明書の提示は必要ありませんが、後日、内容確認のため、求める場合があります。

【問い合わせ先】

社会福祉課 障がい福祉係 0964-32-1387

宇城市の水道事業、下水道事業を使用されている方の水道料金、下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料を減免します。

【対象期間】

8月（7月使用分）及び 9月（8月使用分）請求分

【減免内容】

宇城市の水道料金、下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料を全額減免

【対象地域】

宇城市全域

【申請】

8月（7月使用分）及び 9月（8月使用分）請求分の申請は不要。

※9月使用分以降について、漏水の修繕を行った際には減免の申請が別途必要です。

9月使用分以降の減免は、全額減免とはなりません。減免額は法令に基づき算出されます。

【問い合わせ先】

上下水道局上下水道課 0964-32-1674

令和8年熊本地震により被災し、市税を納期限までに納付することが困難な場合は、市税の「徴収の猶予」や「分割納付の相談」を受け付けています。

受付の際は、災害の事実を証する資料が必要となります。

詳しい内容や申請方法については、下記までご相談ください。

【問い合わせ先】
債権管理課 0964-32-1497

6. 市役所以外の支援

6-1

こころの相談

心の悩みに関して気軽にご相談いただけるよう、専門スタッフが電話で相談をお受けしています。

ご相談がありましたら、下記までご相談ください。

《こころの健康電話相談》

【受付時間】 9時～16時（土日・祝日・年末年始を除く）

【問い合わせ先】

熊本県精神保健福祉センター 096-386-1166

宇城保健所では、市民の皆様からの食品の取り扱い、保存方法、食中毒などの食品に関する健康被害についての相談や、食品関係事業者の皆様からの施設や使用水の衛生管理等に関する相談を受け付けております。

【問い合わせ先】

宇城保健所 衛生環境課 0964-32-0598

災害により被害を受けられた家の片付けや、敷地内のガレキの撤去などお手伝いをします。

【依頼方法】

電話で宇城市災害ボランティアセンターへお申し込みください。

○宇城市災害ボランティアセンター**【開設場所】**

熊本県博物館ネットワークセンター多目的広場

【受付期間】

令和8年8月5日（水）～令和8年9月30（水）まで

※諸事情により10月以降の対応が必要な場合はお早めにご相談ください。

【受付時間】

9時00分～16時00分

【問い合わせ先】

宇城市社会福祉協議会

宇城市災害ボランティアセンター

080-5063-9672・080-5063-9989

弁護士・司法書士・行政書士による無料の相談会を開催します。

【開催の期間】

- ・ 弁護士 令和8年9月 2日から令和8年10月末まで
- ・ 司法書士 令和8年8月24日から令和8年12月末まで
- ・ 行政書士 令和8年8月28日から令和8年10月末まで

注：相談の状況に応じて期間を見直す場合があります。

【開催の場所】

- ・ 宇城市役所新館
- ・ 小川総合文化センター・ラポート

【開催の日程】 10月

曜日	開催場所等	
	宇城市役所新館	ラポート
月曜	司法書士（13時～16時）	司法書士（13時～16時）
火曜	—	—
水曜	—	弁護士（10時～16時）
木曜	—	—
金曜	行政書士（13時～16時） 【10月9日のみ10時～16時】	—
土曜	—	—
日曜	弁護士（10時～16時）	行政書士（13時～16時）

注：10月12日（月・祝）の開催はありません。

【相談の方法】

- ・ 面談形式（申込や予約は不要で、相談は無料です。）
- ・ 相談時間は、30分です。

【相談の内容】

- ・ 生活再建や事業再開に向けた悩みごと
- ・ 公的支援や罹災証明についての悩みごと
- ・ 住まいや不動産、賃貸借の問題についての悩みごと
- ・ 住宅ローンや借金についての悩みごと
- ・ そのほか震災による困りごと

【問い合わせ先】

総務課文書法規係 0964-32-1798

災害救助法が適用された区域内（※）において、半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の受信契約について受信料が免除されます。

【災害救助法が適用された区域】

宇城市全域

【免除の期間】

令和8年7月から令和8年12月まで（6か月間）

【免除の手続】

- ・罹災証明書の写し
- ・放送受信料免除申請書

【申請書送付先】

〒860-8602 熊本市中央区花畑町5-1

NHK熊本放送局 経営管理企画センター 宛

受信料の窓口



【問い合わせ先】

NHKふれあいセンター 0570-077-077

9時00分～18時00分（土日、祝日も受付）

熊本県では、令和 8 年熊本地震により被災された方に、以下の条件で国家公務員宿舎及び熊本県営住宅の提供（原則 6 か月以内。無償提供）を行います。

【対象者】 自宅が全壊、大規模半壊又は半壊の被害を受けた方

（罹災証明書は後日提出で構いません）

【追加提供戸数】

追加提供住戸 39 戸程度（国家公務員宿舎：31 戸、県営住宅 8 戸）

【提供予定住戸】（熊本市及び水俣市、人吉市、玉名市）

※提供可能住宅については、入居状況等により変動する場合があります。

【入居期間】

6 か月以内（最長 1 年以内で更新可）

【費用】

- ・家賃及び駐車場代は無料とし、敷金及び保証金は不要です。
- ・共益費、電気、ガス、水道などの光熱費等は入居者負担となります。
- ・家具家電（エアコン、冷蔵庫、テレビ等）についても入居者で用意していただきます。

【応募方法】

- ・受付方法：先着順
- ・受付場所：熊本県営住宅管理センター
- ・住 所：熊本市中央区水前寺 6 丁目 5 番 19 号
- ・電 話：096-213-2711
- ・受付時間：平日午前 9 時から午後 4 時まで
- ・追加住戸の募集受付開始：令和 8 年（2026 年）8 月 20 日（木曜日）～

【問い合わせ先】

熊本県営住宅管理センター 096-213-2711

令和8年熊本地震により被災された方について、電気料金の支払期日の延長や電気料金・工事費負担金等の免除などの特別措置があります。

以下の特別措置の適用を受ける場合は、申し込みが必要です。

詳しくは下記お問い合わせ先にお尋ねください。

特別措置一覧

1 電気料金の支払期日の延長

電気料金の支払期日を1カ月延長します。

※申込み時点で、既に延長後の支払期日を過ぎている場合や支払済の場合は適用できません。

2 電気を使用しない場合

- ・電気を全く使用しない場合は、電気料金を免除します。
- ・災害により電気設備が使用できなくなった場合は、使用できない設備の基本料金を免除します。

3 被害のあった家屋等を修理する場合

- ・家屋等の復旧のために電気を使用する場合の工事費を免除します。
- ・引込線、計量器などの取付位置を変更する場合の工事費を免除します。

【申し込み】

特別措置の適用を希望する場合は、以下問い合わせ先へお申し込みください。

申し込みには、罹災証明書など被害状況を確認できるものが必要です。

詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ先】

九電ネクスト株式会社 宇城営業所
宇城市松橋町松橋1325番地
0120-761-386

電話サービスの基本料金等について、災害によって実体的にサービスがご利用できなかった場合には、お客様からの申し出に基づき、その期間の基本料金等が免除されます。

※故障・修理、料金減免、ケーブル撤去などの申し込み・手続きは、以下の連絡先または Web より、申告が必要です。詳細については、以下のお問い合わせ先へご確認ください。

【お問い合わせ先】

1. 故障・修理に関するお問い合わせ

「加入電話」の故障：（携帯電話から）0120-444-113 （加入電話から）113

「ひかり電話」「フレッツサービス」の故障：0120-248-995

受付時間：24時間・年中無休

2. 料金減免、利用停止、利用場所の変更、ケーブル撤去、その他各種お手続きをご希望の場合
0120-602-776

受付時間：午前9時～午後5時（土曜・日曜・12月29日～1月3日は除く）

避難所での生活が長引くなか、少しでも心身の負担を軽くし、安心して過ごせるよう「ホテル・旅館への避難」をご案内します

【対象となる方】 宇城市に住所があり、被災されてホテル等への避難を希望する者

【避難先】 国・熊本県が確保するホテル等

【費用】 宿泊費は原則無料（但し、食費、入湯税等は自己負担）

【移動】 ホテル等が送迎者を準備する場合を除き、ホテル等への移動手段は自身で確保
移動手段の確保が難しい場合は、申込フォームの特記事項記入欄にて要相談

【期間】 宇城市の全避難所が閉鎖されるまでの間

【申込フォーム】



【問い合わせ先】

熊本県ホテル等避難コールセンター
0120-325-327
(9時30分から17時30分)
(土曜、日曜、祝日も運営)